

平成 25 年第 3 回定例
夕張市議会会議録
平成 25 年 9 月 10 日(火曜日)
午前 10 時 30 分開会

◎議事日程

- 第 1 会期の決定について
第 2 市長並びに教育委員会委員長等の行政報告
と報告に対する質問
第 3 議案第 1 号 夕張市財政再生計画の変更
について
第 4 議案第 2 号 平成25年度夕張市介護保険
事業会計補正予算
議案第 3 号 平成25年度夕張市後期高齢
者医療事業会計補正予算
議案第 4 号 平成25年度夕張市水道事業
会計補正予算
第 5 議案第 9 号 工事請負契約の締結につい
て
第 6 議案第 10 号 平成24年度夕張市水道事業
会計未処分利益剰余金の処分について
第 7 一般質問

◎出席議員 (9 名)

大 山 修 二 君
小 林 尚 文 君
高 間 澄 子 君
熊 谷 桂 子 君
高 橋 一 太 君
島 田 達 彦 君
藤 倉 肇 君
厚 谷 司 君
角 田 浩 晃 君

◎欠席議員 (なし)

午前 10 時 30 分 開会

●事務局長 池下 充君 ご起立願います。

●議長 高橋一太君 ただいまから、平成 25 年第
3 回定例夕張市議会を開会をいたします。

●議長 高橋一太君 本日の出席議員は 9 名、全
員であります。

●議長 高橋一太君 これより、本日の会議を開
きます。

●議長 高橋一太君 本日の会議録署名議員は、
会議規則第 125 条の規定によりまして

高間議員

熊谷議員

を指名をいたします。

●議長 高橋一太君 日程に入ります前に、事務
局長から諸般の報告をいたします。

●事務局長 池下 充君 報告いたします。

参与並びに書記の職氏名についてであります、
地方自治法第 121 条の規定に基づき、議長の求めに
応じて出席した参与の職氏名、また本議会の書記の
職氏名は、お手元に配付してありますプリントのと
おりであります。

以上で報告を終わります。

「別紙」

市長 鈴木直道君

教育委員会委員長

氏家孝治君

選挙管理委員会委員長

佐藤憲道君

農業委員会会長 山田昇君

監査委員 板谷信男君

◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

理事 叶野公司君

理事 鈴木成君

まちづくり企画室長

工藤学君

まちづくり企画室主幹

押野見 正 浩 君

まちづくり企画室主幹

佐 藤 学 君

総務課長

寺 江 和 俊 君

総務課主幹

鈴 木 茂 徳 君

総務課主幹

佐 藤 喜 樹 君

総務課主幹

奥 村 真 宏 君

財務課長

石 原 秀 二 君

財務課税務担当課長

三 浦 護 君

財務課主幹

田 中 満 穂 君

財務課主幹

大 島 琢 美 君

産業課長

木 村 卓 也 君

産業課主幹

武 藤 俊 昭 君

産業課主幹

堀 靖 樹 君

産業課主幹

茅 野 裕 喜 君

産業課主幹

志 賀 友 彰 君

建設課長

細 川 孝 司 君

建設課都市計画土木担当課長

熊 谷 修 君

建設課主幹

近 野 正 樹 君

建設課主幹

鳥 井 朗 君

上下水道課長

天 野 隆 明 君

上下水道課技術担当課長

小 林 正 典 君

上下水道課主幹

阿 部 和 之 君

市民課長

芝 木 誠 二 君

市民課主幹

千 葉 葉 津 乃 君

市民課主幹

小 松 政 博 君

市民課主幹兼南支所長

清 野 敦 子 君

保健福祉課長

及 川 憲 仁 君

保健福祉課生活福祉担当課長兼

福祉事務所長

板 垣 臣 昭 君

保健福祉課主幹

平 塚 浩 一 君

保健福祉課主幹

角 直 剛 君

会計管理者兼出納室長

熊 谷 禎 子 君

消防長

増 井 佳 紀 君

消防次長兼管理課長

石 黒 友 幹 君

◎教育委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

教育長 小 林 信 男 君

教育課長 古 村 賢 一 君

教育課主幹 武 部 一 憲 君

◎選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 寺 江 和 俊 君

◎農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 武 藤 俊 昭 君

◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 池 下 充 君

◎本議会の書記の職・氏名

事務局長 池 下 充 君

主査 熊 谷 正 志 君

主査 志 茂 隆 君

●議長 高橋一太君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従いまして会議を進行いたします。

●議長 高橋一太君 日程第 1、会期の決定についてを議題といたします。

この場合、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

厚谷委員長。

●厚谷 司君（登壇） ただいまから、今期定例市議会の運営に関し、さきに議会運営委員会を開催し協議しておりますので、その結果についてご報告申し上げます。

まず会期についてであります。付議案件は、当

初、議案 11 件、認定 8 件、報告 5 件でありましたが、意見書案 16 件が目下調整中でありますので、これらを合わせますと 40 件となるものでありますが、意見書案の調整内容によっては、この件数に変更となることも予測されますので、あらかじめご承知おき願います。

このほか、通告されております 5 名、8 件の一般質問、さらに、前定例市議会以降における市長並びに教育委員会委員長等の行政報告と報告に対する質問でありまして、これらの取り扱いを勘案しながら協議いたしましたが、会期につきましては、本日から 19 日までの 10 日間と決定しております。

次に、これら案件の取り扱いについてであります。議案第 1 号夕張市財政再生計画の変更について並びに議案第 2 号ないし議案第 4 号の各会計補正予算、議案第 9 号工事請負契約の締結について及び議案第 10 号平成 24 年度夕張市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての 6 議案につきましては本会議初日に、報告第 1 号平成 24 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては本会議第 2 日目にそれぞれ上程し、即決することとしております。

また、認定第 1 号ないし認定第 8 号の平成 24 年度各会計決算の認定にかかわる 8 案件につきましては、議長及び議員選出監査委員を除く議員全員による決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとしております。

そのほかの案件につきましては、それぞれ本会議最終日に上程し、即決することとしております。

次に、一般質問の取り扱いにつきましては、従前と同様でありますので、説明を省略いたします。

次に、審議日程につきましては、お手元に配付しております会議日程表に従って順次説明いたしますので、ごらん願います。

まず、本日は、市長並びに教育委員会委員長等の行政報告と、これに対する質問を行った後、議案第 1 号ないし議案第 4 号、議案第 9 号及び議案第 10 号を順次上程、議決し、終了後、一般質問を行い、こ

の日の会議を延会といたします。

次に、11 日は、本会議初日に引き続き一般質問を行った後、認定第 1 号ないし認定第 8 号の平成 24 年度各会計決算にかかわる 8 案件を上程し、決算審査特別委員会を設置して、会期中に審査を終えるように期限を付してこれを付託し、次いで報告第 1 号の説明を受け、この日の会議を散会といたします。

次に、12 日、13 日、18 日は、議案調査のため、14 日、15 日、16 日は、いずれも市の休日のため、17 日は、議会から付託された案件審査のため決算審査特別委員会が開催されるため、それぞれ休会といたします。

なお、決算審査特別委員会の正副委員長につきましては、行政常任委員会の正副委員長とすることとしておりますので、あらかじめご承知おき願います。

最後に、19 日ではありますが、本会議第 3 日目を開催し、決算審査特別委員会報告と全議案の上程、議決をし、本定例市議会を閉会することとしております。

以上で報告を終わります。

●議長 高橋一太君 ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本議会の会期を本日より 19 日までの 10 日間と決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本議会の会期は、本日から 19 日までの 10 日間と決定いたしました。

●議長 高橋一太君 日程第 2、市長並びに教育委員会委員長等の行政報告と報告に対する質問を行います。

市長。

●市長 鈴木直道君（登壇） 平成 25 年 6 月 12 日から平成 25 年 9 月 9 日までの行政について、ご報告申し上げます。

初めに、三者協議関係についてでございますが、8 月 8 日、市役所 4 階会議室において行われた「国、北海道及び夕張市の三者協議」に出席し、協議に当

たって挨拶を行ったところでございます。

8 月 9 日、市役所特別会議室において、総務省自治財政局財務調査課長ほか 3 名、北海道総合政策部地域行政局長ほか 1 名から、三者協議の協議経過や結果等を聴取した後、意見交換を行ったところでございます。

次に、財政関係についてでございますが、7 月 23 日、平成 25 年度普通交付税は 36 億 8,394 万 3,000 円と決定され、前年度対比 554 万 1,000 円の増額、率にして 0.2%の増となりました。

次に、医療対策関係についてでございますが、8 月 28 日、清水沢地区公民館において、夕張市医師会に対し、夕張市立診療所改築に係る説明を行ったところでございます。

8 月 29 日、夕張市立診療所において、医療法人財団夕張希望の杜に対し、夕張市立診療所改築に係る説明を行ったところでございます。

次に、道路関係についてでございますが、7 月 9 日、道東自動車道占冠パーキングエリアにおいて行われた夕張市、むかわ町、占冠村による道東自動車道夏の交通安全キャンペーンを開催し、北海道警察及び NEXCO 東日本とともに利用者への安全運転を呼びかけたところでございます。

7 月 10 日、札幌市において行われた一般国道 452 号建設促進期成会による要望行動に参加し、芦別旭川間の未開通区間等の早期完成について、北海道開発局及び札幌開発建設部に対して、関係市町村とともに要望を行ったところでございます。

7 月 12 日、道東自動車道由仁パーキングエリアにおいて行われた道東自動車道由仁パーキングエリアガスステーション完成式典に叶野理事が代理出席し、祝辞を述べた後、関係者とともにテープカットを行ったところでございます。

7 月 25 日、東京都において行われた一般国道 452 号建設促進期成会による要望行動に参加し、芦別旭川間の未開通区間等の早期完成について、国土交通省及び北海道選出国會議員に対し要望を行ったところでございます。

次に、一般関係についてでございますが、6 月 23 日、ホテルシュエパロにおいて開催された北海道オリンピックズ設立総会に出席し、祝辞を述べたところでございます。

また、総会終了後、夕張小学校において開催された、ゆうばり小学校、ゆうばり中学校の児童・生徒と北海道オリンピックズとの交流会に出席し、感謝の言葉を述べたところでございます。

6 月 26 日、東京都庁全国観光 PR コーナーにおいて開催された夕張観光物産展オープニングセレモニーに猪瀬直樹東京都知事とともに出席し、北海道を代表する特産品の一つである夕張メロン並びに観光 PR 等を行ったところでございます。

6 月 28 日、岩見沢市において開催された空知地方総合開発期成会平成 25 年度第 1 回定時総会に出席し、平成 24 年度事業報告及び収支決算を承認した後、平成 25 年度補正予算及び平成 25 年度空知地方開発予算要望について審議決定したところでございます。

7 月 1 日、滝川市において開催された平成 25 年度そらち炭鉱の記憶で地域づくり推進会議に出席し、会長及び副会長を選任した後、今後の事業展開について協議を行ったところでございます。

7 月 3 日、老人福祉会館において開催された夕張市民生児童委員協議会女性部会研修に出席し、夕張市の現状を説明した後、意見交換を行ったところでございます。

7 月 4 日、北海道議会において、加藤礼一北海道議会議長、木村峰行副議長及び北海道議会各会派を高橋一太市議会議長及び角田浩晃副議長とともに訪れ、夕張市の現状について報告するとともに、今後の支援の要望を行ったところでございます。

7 月 5 日、岩見沢市において開催された平成 25 年度南空知地域づくり連携会議に出席し、北海道開発局及び北海道から地域重点プログラムの推進等について説明を受けた後、地域づくりの課題等について意見交換を行ったところでございます。

7 月 6 日及び 7 日、ファミリースクールひまわりにおいて開催された「ボランティア愛ランド北海道

2013 in ゆうばり」の交流会に出席をし、歓迎の挨拶を述べたほか、文化スポーツセンターにおいて開催された全体会に出席し、祝辞を述べた後、記念講演を行ったところでございます。

7月12日、石炭の歴史村無料休憩所エルドラドにおいて開催された全日本エンデューロ選手権第2戦夕張ツーデイズエンデューロ開会式に叶野理事が代理出席し、歓迎の挨拶を述べたところでございます。

7月15日、大夕張ダムにおいて開催された「さよなら大夕張ダム感謝の集い」に出席し、挨拶を述べたところでございます。

7月17日、国土交通副大臣梶山弘志衆議院議員が夕張シューパロダム視察のため来夕したので同行し、夕張市が進めるコンパクトシティーに向けたまちづくり等の状況について説明するとともに、支援の要望を行ったところでございます。

同じく17日、札幌市において行われた空知地方総合開発期成会による要望行動に叶野理事が代理参加し、空知地方に係る平成26年度開発予算の確保について、北海道経済産業局及び北海道ほかに対し要望を行ったところでございます。

7月23日、真谷地集会所において開催された真谷地地区ふれあいサロンに参加し、真谷地地区住棟集約事業への協力を要請したところでございます。

同じく23日、アディーレ会館ゆうばりにおいて開催された高校生夕張キャンプ大会セレモニーに出席し、歓迎の挨拶を述べたところでございます。

7月24日、東京都主税局徴収部徴収指導課長ほか3名が来夕し、滞納整理対策として使用する「タイヤロック・ミラーズロックの貸与式」に鈴木理事が代理出席し、受領した後、感謝の言葉を述べたところでございます。

同じく24日、アディーレ会館ゆうばりにおいて開催された「福島市の子どもたち夏のリフレッシュキャンプ体験事業」開会セレモニーに叶野理事が代理出席し、歓迎の挨拶を述べたところでございます。

7月25日、東京都において行われた空知地方総合開発期成会による要望行動に参加し、空知地方に係

る平成26年度北海道開発予算の確保について、経済産業省、中小企業基盤整備機構及び環境省に対し要望を行ったところでございます。

7月26日、東京都において内閣官房長官菅義偉衆議院議員を訪れ、夕張市の現状について報告した後、今後の支援について要望を行ったところでございます。

8月2日、東京都において総務大臣新藤義孝衆議院議員を訪れ、夕張市の現状について報告した後、今後の支援について要望を行ったところでございます。

同じく2日、東京都において開催された「社団法人北海道倶楽部交流の夕べ」に出席し、ふるさと納税への支援のお礼を述べるとともに、夕張メロン並びに観光PRを行ったところでございます。

同じく2日、旭川市において開催された旭川夕張会総会に叶野理事が代理出席し、祝辞を述べたところでございます。

8月3日、東京都において開催された第16回東京夕張メロンクラブ総会に出席し、祝辞を述べたところでございます。

8月12日、ホテルシューパロにおいて開催された練成会グループ2013夏期合宿に出席し、夕張をPRするとともに、全道から集まった受験生を激励したところでございます。

8月15日、札幌市において開催された「THE サッポロビアガーデンステージふるさと応援PR」に参加し、夕張市の観光PRを行ったところでございます。

8月17日、ファミリースクールひまわりにおいて開催された北海道メディカルラリーに叶野理事が代理出席し、参加したドクターを初め救急医療従事者に激励の言葉を述べたところでございます。

同じく17日、平和運動公園において開催された北海道オリンピックズ講演会に出席し、講師として訪れた鈴木靖氏並びに阿部雅司氏にお礼の言葉を述べた後、高校生夕張キャンプⅢ期に参加している女子サッカー選手を激励したところでございます。

8月19日、市役所正面玄関前において開催された高校生夕張キャンプⅢ期閉会式に出席し、今後の活躍を期待し、激励の言葉を述べたところでございます。

8月20日、福島県檜葉町、松本幸英町長が、同町における東日本大震災からの復興に資することを目的として、本市の状況等調査のため来庁され、地域再生の取り組み状況について説明した後、意見交換を行ったところでございます。

8月21日、アディーレ会館ゆうばりににおいて開催された「福島市子どもたち夏のリフレッシュキャンプ体験事業」開会セレモニーに出席し、歓迎の挨拶を述べたところでございます。

8月23日、ホテルレースイにおいて開催された平成25年度北海道市議会議長会道央支部協議会議員研修会に出席し、歓迎の挨拶を述べたところでございます。

8月26日、夕張鹿鳴館において開催された経済同友会との意見交換に出席し、夕張市の概況を説明した後、意見交換を行ったところでございます。

8月28日、市役所4階特別会議室において開催された福岡経済同友会との意見交換会に出席し、夕張市の概況を説明した後、意見交換を行ったところでございます。

8月29日、市役所4階会議室において開催された景観ルックイン2013「夕張市～持続可能なコンパクトシティと景観～」の意見交換会に出席し、歓迎の挨拶を述べるとともに、まちづくりと景観に関して意見交換を行ったところでございます。

9月3日、公明党政務調査会総務部会部会長代理伊藤渉衆議院議員並びに濱村進衆議院議員、稲津久衆議院議員、佐藤英道衆議院議員、包國嘉介北海道議会議員、荒当聖吾北海道議会議員が市内視察のため来庁したので、視察に同行した後、市役所4階会議室において夕張市の現状について説明するとともに、今後の支援の要望を行ったところでございます。

6月23日から9月1日まで、市内において各種機関・団体の総会等が開催をされましたので、次のと

おり出席し、挨拶を述べたところでございます。ごらんいただければと思います。

以上でございますけども、現金及び物品等の寄附につきまして、別紙調書のとおり個人及び団体から現金及び物品等の寄附がございました。本議会を通じまして感謝の意をあらわし、報告にかえさせていただきたいと思っております。

以上、行政報告を終わります。

●議長 高橋一太君 教育長。

●教育長 小林信男君（登壇） 平成25年6月12日より9月9日までの教育行政にかかわる主なものについてご報告させていただきます。

6月18日、夕張中学校において、平成25年度第1回夕張市学校支援地域教育協議会を開催し、挨拶の後、長年にわたり貢献していただいた地域コーディネーター阿部恭子氏に感謝状を贈呈し、平成25年度委員の委嘱発令と委員長及び副委員長の選出の後、平成24年度事業報告及び平成25年度事業計画について説明を行ったところであります。

7月16日、市役所4階会議室において、平成25年度夕張市特別支援教育連携協議会総会を開催し、教育課長の代理挨拶に続き、平成24年度事業報告及び平成25年度事業計画について説明を行うとともに、出席委員により本年度事業の推進に向け意見交換を行ったところであります。

同じく7月16日、岩見沢市において開催された平成25年度第2回空知管内市町教育委員会教育長会議に出席をし、空知教育局の各所管課からの説明を受けた後、当面する教育推進上の諸課題について協議を行ったところであります。

7月17日、清水沢地区公民館において、平成25年度南空知結核対策委員会を開催し、委嘱状の交付及び挨拶の後、委員長を選出し、平成25年度南空知結核健診実施状況報告と結核健診精密検査検討者の対応について協議及び意見交換を行ったところであります。

7月23日、岩見沢市において開催された平成25年度公立高等学校配置計画地域別検討協議会（第2

回) に出席をし、北海道教育委員会「新しい高校づくり推進室」から公立高等学校配置計画(案)等について説明を受けた後、協議を行い、その中で現在の夕張市における状況について意見を述べたところでもあります。

7月29日、夕張中学校において第4回夕張市高校対策委員会を開催し、平成25年度公立高等学校配置計画地域別検討協議会(第2回)についての報告の後、夕張中学校及び夕張高等学校の進路動向を含めた状況について説明を受け、引き続き今後の夕張高等学校の間口等について協議及び意見交換を行ったところでもあります。

協議の中では、北海道教育委員会に対し、夕張高等学校の入学生募集間口について要望書の提出を行うことに決定したところでもあります。

8月3日から5日にかけて、広島市において、平和教育学習に係る中学生の広島派遣受け入れ実行委員会を訪れ、2008年8月に再開された中学生の広島派遣についてのお礼を述べるとともに、今後の派遣について協議を行ったほか、今年度派遣された夕張中学校の生徒3名と合流し、歓迎会で挨拶を行ったところでもあります。

8月6日、北海道庁において、北海道教育委員会教育長に対し、夕張市高等学校対策委員会委員長、副委員長より公立高等学校配置計画(案)に対する要望書を提出したところでもあります。

8月27日、夕張中学校において、平成25年度第2回夕張市学校支援地域教育協議会を開催し、挨拶の後、夕張警察署による防犯についての講話及び平成25年度事業の進捗状況について説明を行ったところでもあります。

8月30日、教育委員による市内小中学校、ユーパロ幼稚園、夕張高等学校並びに夕張高等養護学校の視察を行い、運営状況や幼児、児童生徒の様子等について説明を受けた後、授業参観及び意見交換を行ったところでもあります。

9月3日、富良野市において開催された北海道都市教育委員会連絡協議会提起総会に委員長と千葉委

員が出席をし、平成24年度会務報告及び収支決算並びに平成25年度収支予算について承認した後、平成25年度新役員の選出を行ったところでもあります。

9月4日、岩見沢市において開催された平成25年度空知管内市町教育委員会教育長会議に出席をし、北海道公立学校教頭昇任候補者選考実施要綱等の改正について協議を行ったところでもあります。

以上、報告とさせていただきます。

●議長 高橋一太君 これより、報告に対する質問を行います。

藤倉議員。

●藤倉 肇君 市長の行政報告についてお伺いします。

まず最初に、幾つもの東奔西走の活躍に心から敬意を表する次第です。

行政報告の中で気になる点がありましたので、2点質問します。

まず1点目は、医療対策関係で、8月28日、夕張市医師会に対して、夕張市診療所の改築についての説明を行ったと。翌29日の同じ内容で夕張希望の杜に対して説明を行ったとありますが、ここでお聞きしますけども、医療法人財団夕張希望の杜は、夕張医師会に加盟しているのだと。ここにありますように、医師会に対して、なぜ2日間にわたって、これは本会議でまだスケジュールがあったのでしょうか、28日と29日、二つに分かれて、財団法人夕張希望の杜に対しては、同席じゃなくて、別に分かれてするような、ところにあったのかどうか、それが気になる点。

二つ目は、夕張に対する物品の寄贈が本当にありがたい話で、全国から続々と、ありとあらゆる寄せられており、ありがとうございます。その中で、金銭に関しては非公開と、これは前にもありました。寄贈する方の希望によって氏名を公開する、もしくは非公開ということになると思います。

しかし、今回の件を見ますと、余りにも非公開の数が多くあります。74件のうち50件が非公開となっている。もちろん、これは寄贈する方の希望だと

思いますけれども、ここで現在質問したいのは、非公開については、その金品についての記録は安全に整備されているのかと。これは当然されていると思いますけれども、念のために、非公開の内容については、市としては、その記録をきちんととってあるか。いずれかのときにまた、これらについての検証はあるかもしれませんので、その辺は、心配をあわせて質問いたします。

以上 2 点、お伺いします。

●議長 高橋一太君 それでは、2 点に分かれて質問だったと思いますが、市長からでいいですか。

市長。

●市長 鈴木直道君 藤倉議員の行政報告に対するご質問についてお答えをいたします。

まず初めに、事業対策関係についてのご質問でございます。

この件については、医療救急対策特別委員会、9 月 3 日開催において、各委員の皆様にご説明させていただいた中身と重複する部分があるかと思いますが、その内容等については、それぞれ医師会の皆様、または現指定管理を行っていただいております夕張希望の杜に対して、ご説明申し上げております。

それぞれ、また市が立ち会わせていただいた中でご説明、医師会、または、市立診療所、希望の杜の部分につきましては、説明の部分全てに私が立ち会ったわけではないんですが、同席を設けさせていただいて、ご説明をさせていただいているという状況でございます。

また、2 点目の寄附における非公開が多いよということ、または、公開上は非公開になったけども、その書類等々の整理についてというご質問ですが、これも、たしか行政常任委員会的时候に、非公開にするときにも、委員の皆さんからもご意見が出た部分でございますが、そういったご指摘を踏まえ、非公開、寄付者ご本人の意向でございますが、しっかり突合できるように、または書類というものを整理するということが、委員会でのご指摘も踏まえまして、しっかりと対応させていただいていると

ころでございます。

●議長 高橋一太君 藤倉議員。

●藤倉 肇君 ありがとうございます。

私が質問しているのは、夕張市の医師会の中のメンバーに夕張希望の杜は当然入っていると思いますが、わかりますか、医師会に関して。要は、夕張希望の杜は前理事者のときと変わって、今、医師会には全然関連していない。そういうことであれば、私は文句ないです。取り消し。

それから、二つ目の金品について、今、市長がお答えしまして、非常に多額な額に上りますので、非公開は相手を見るところでありますけれども、市としては、それらの整備をきちんとなさっているということでございますから、了解いたしました。

以上です。

●議長 高橋一太君 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、日程第 2、市長並びに教育委員会委員長等の行政報告と報告に対する質問は、この程度で終結をいたします。

●議長 高橋一太君 日程第 3、議案第 1 号夕張市財政再生計画の変更についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

叶野理事。

●理事 叶野公司君（登壇） 議案第 1 号夕張市財政再生計画の変更について、提案理由を申し上げます。

本議案は、6 月に実施した財政再生計画の変更以降に生じた新たな課題に対応するため、国及び北海道との協議を踏まえ、財政再生計画を変更することについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 9 条第 1 項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

なお、本議案は、同法第 10 条第 6 項の規定に基づき、総務大臣に協議をし、その同意がなされることを前提とすべきであることから、当該変更計画が

効力を有する日について総務大臣の同意を得た日とあらかじめ設定し、あわせて議会の議決を得ようとするものであります。

変更計画の主な内容として、まず一般会計についてご説明いたします。

初めに、国・道支出金を活用する事業といたしまして、旧学校施設活用事業として、高齢者・障害者・子ども交流スペースの整備等を行うための経費のほか、夕張市耐震改修促進計画に基づく市役所本庁舎耐震診断を実施するための経費、企業支援型地域雇用想像事業として、雇用創出に資する事業を民間事業者へ委託する経費、子ども・子育て支援法に基づく事業計画を策定するためのニーズ調査に必要な経費、保育士等処遇改善臨時特例事業として、保育士の人材確保を目的とした補助を行う経費、ユーパロ幼稚園の煙突について、老朽化が著しいことから、解体撤去を実施するための経費などを計上しております。

次に、地方債を財源とする事業といたしまして、老朽化した不要公共施設を除去するための経費を計上しております。

次に、夕張のまちづくりに関する指定寄附金を積み立てている「幸福の黄色いハンカチ基金」からの繰り入れを活用する事業といたしまして、市立診療所の施設のうち老朽化により修繕が必要な設備について、その財源を一般会計から繰り出すための経費のほか、夕張市に対して温かい寄附をしていただいた方々の意向を反映した事業に係る経費などを計上しております。

次に、その他諸収入を活用する事業といたしまして、空知産炭地域総合発展基金収入を活用した企業誘致に関する職員旅費の増額を行っております。

また、一般財源により対応する事業といたしましては、融雪や大量の降雨により被災を受けた高松ズリ山について、河川水が流れ込んだ影響で形成された池の水を排水する事業や融雪による被害を防止するための対策経費、また、同じく被災したプトマチャンベツ川について、災害査定のための調査、測

量に必要な経費や災害復旧に係る経費を計上するほか、平成 24 年度の税、国・道交付金などの精算に伴う還付金を計上しております。

次に、診療所事業会計についてご説明いたします。

診療所内において、暖房用設備、給水加熱器及び木製電柱について、修繕を行うための経費を計上しております。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

●議長 高橋一太君 日程第 4、議案第 2 号平成 25 年度夕張市介護保険事業会計補正予算、議案第 3 号平成 25 年度夕張市後期高齢者医療事業会計補正予算、議案第 4 号平成 25 年度夕張市水道事業会計補正予算、以上 3 議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

叶野理事。

●理事 叶野公司君（登壇） 議案第 2 号ないし議案第 4 号の 3 議案一括して提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第 2 号平成 25 年度夕張市介護保険事業会計補正予算であります。前年度介護給付費及び地域支援事業費の負担金等の精算に伴う同項支出金等の還付金を計上し、同額、介護給付費準備基金からの繰り入れ等により代用措置するものであります。

これにより、1 ページに記載のとおり、歳入歳出

予算の補正額は1,591万1,000円となり、この結果、歳入歳出予算の総額は15億5,106万2,000円となるものであります。

次に、議案第3号平成25年度夕張市後期高齢者医療事業会計補正予算であります。広域連合が交付する交付金等を活用して対象者に対する制度の周知、及び保険料滞納者に対し専門家による家計診断を行い、将来的な納付につなげる事業を設立するものであります。

これにより、1ページに記載のとおり、歳入歳出予算の補正額は84万7,000円となり、この結果、歳入歳出予算の総額は2億4,818万円となるものであります。

次に、議案第4号平成25年度夕張市水道事業会計補正予算であります。1ページ、第2条は、本年度予算第3条で定めた収益的収入及び支出のうち支出について、第1項営業費用240万円を補正しようとするものであります。

2ページ以降につきましては、予算に関する説明資料でありますので、内容については省略させていただきます。

以上、議案第2号ないし議案第4号を一括して提案理由をご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決をいたします。

本3議案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本3議案は原案のとおり可決をされました。

●議長 高橋一太君 日程第5、議案第9号工事請負契約の締結についてを議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。

叶野理事。

●理事 叶野公司君（登壇） 議案第9号工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、市内平和に設置しております夕張市平和し尿処理場の老朽化に伴い、新たに建設することといたしましたし尿浄化槽汚泥及び有機性廃棄物の処理並びに資源回収施設であります（仮称）夕張市汚泥再生処理センターの建設工事に係る請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5項の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

●議長 高橋一太君 日程第6、議案第10号平成24年度夕張市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

叶野理事。

●理事 叶野公司君（登壇） 議案第10号平成24年度夕張市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、平成24年度夕張市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

●議長 高橋一太君 日程第 7、これより一般質問を行います。

一般質問の通告は、5 名の 8 件であります。

質問の順序は、熊谷議員、藤倉議員、厚谷議員、角田議員、大山議員であります。

それでは、熊谷議員の質問を許します。

熊谷議員。

●熊谷桂子君（登壇） 日本共産党の熊谷桂子です。

通告に従い、一般質問を行います。

まず 1 件目に、移住受け入れの事業について伺います。

夕張市においては、1960 年 4 月には 11 万 6,908 人だった人口が、53 年後の現在、総務省が発表した住民基本台帳に基づくことし 3 月末時点の人口動態調査で、前年から 429 人減の 1 万 42 人で、8 月末現在、外国人の方を含めても 1 万 5 人という人口になっています。年齢構成を見ても、過半数の市民が 60 歳以上、高齢化率は 46%となりました。

人口の減少は全国的なものでもあり、全道でも 15 年連続で減少が続いてはいますが、中でも我が夕張市は、減少率でも 4.10%と 1 位であったと、9 月 2 日付の新聞報道があったところです。

さて、そんな中で、2007 年から団塊の世代が順に定年を迎えてきていること、また、グローバル経済の急展開や出口の見えないデフレ経済の背景に、クオリティ・オブ・ライフ、生活の質に人々の関心が

向かってきたとも言われ、多くの自治体が積極的に施策を打ち出して、移住促進の活動をしています。

さらに、2011 年 3 月の東日本大震災による福島第一原発の事故により、現在、北海道には、東北被災 3 県を中心に 2,800 人が避難生活をしており、中でも札幌に住む 1,500 名の避難者の方たちの中には、避難から 3 年目を迎え、落ち着いた暮らしをするために移住先を探している方、働きたくても保育園がいっぱいで働けないなどの悩みを抱えている方たちも少なくないと伺っています。

人口の減少が続く夕張では、保育園や市営住宅へも入りやすく、学童保育も完備、また、障害児が利用できる児童デイサービスも行われており、子どもを預けて働くことが可能な状況にあります。仕事も、介護関係などの仕事では、常時、募集が切れ間なく続いている状況にあります。

そういう好条件がそろっている夕張市をアピールし、移住を考えている方たちに夕張へ目を向けていただくために、平成 17 年に設立された北海道移住促進協議会への加入も提案したいと思います。

この会への加入要件として、1 点目には、移住相談に対応する窓口体制の整備、移住のワンストップ窓口の設置が求められています。これは、移住者の質問は、まちの概況や住宅事情、福祉サービスに関することなど多岐にわたるため、総合的に対応できる窓口の設置が求められていますが、新たにスペースを設けたり専任の職員を配置する必要はありません。例として、夕張市の〇〇課の職員が移住相談に対応すると、このように決めるだけです。

また、移住関連情報をまとめて掲載したホームページの開設が求められていますが、これも現在の市のホームページ内に移住関連情報をまとめて掲載したページを追加し、窓口の連絡先、まちの概要、住まいの情報、病院などの情報を掲載するだけです。費用負担は年間で 5 万円となっており、現在、北海道内の 179 市町村のうち 110 の市町村が加入しています。

また、2 点目として、この会では、「ちょっと暮ら

し」と称して居住体験を推奨し、加盟の市町村では、この「ちょっと暮らし」のために、一戸建てやマンション、また、ホテル、ウィークリーマンションなど、市町村によってさまざまな物件を体験施設として用意しています。中でも特徴的なのは、新冠町では、滞在型専用施設として、閉校した小学校の教頭住宅を転用し、対応しています。

こういったさまざまな事例を調べてみれば、それほどハードルの高いものではないと思います。

3 カ月前の新聞報道によりますと、道の発表で、体験移住事業「ちょっと暮らし」の 2012 年度の利用実績は、利用者は前年度比 30% 増の延べ 1,975 人で、2006 年度の事業開始以降ふえ続けている。平均滞在日数は 30 日。事業は、どんな家の移住者も増加につながるねらいで、各市町村が用意した空き家や専用施設で数日から数カ月間、利用料を支払って暮らしてもらおう。

2012 年度は、初年度の 2.2 倍となる 81 市町村が滞在先を用意し、うち 76 市町村で利用があった。利用者が最も多かったのは釧路市の 180 人で、紋別市 117 人、根室管内中標津町 89 人、檜山管内厚沢部町とオホーツク管内清里町が 86 人と続いた。

道は、滞在先の増加や各市町村による道外での宣伝効果で利用者が年々ふえていると分析。滞在日数の伸びは、繰り返し利用するリピーターの増加、農業体験など、長期滞在に向けた各市町村の取り組みが功を奏しているとしている。

利用者アンケートによると、回答者の 77% は 50 代以上。「ちょっと暮らし」を通じて道内移住を考えると答えたのは 33% だった。また、まちおこしやボランティアに汗を流すことが楽しいという声もある。滞在中、地元の方と知り合う機会があった。滞在中に旅行に行った。「ちょっと暮らし」を利用して「大変満足」と「満足」を合計しますと、86%。さらに、4 割が移住を考えたとあります。

北海道での移住体験「ちょっと暮らし」をトータルでご案内するイベント「北海道暮らし・フェア」は毎年大好評で、ことしも 10 月 19 日には名古屋で、

10 月 20 日には大阪、11 月 16 日は東京で、10 時から 16 時 30 分まで予定されております。

財政再生団体で市民は厳しい暮らしを余儀なくされておりますが、札幌や道外から来られた方、アウトドアや自然を愛好する方たちからは、緑が美しくきれいなまち、ゆったりと時間が流れ、心が癒されるまち、自然に囲まれたすてきなまち、こういう評価もよく耳にしているところです。

団塊の世代の大量退職や被災者の人たちの移住に向けて、夕張市の受け入れ情報を発信するために、移住のワンストップ窓口の設置、「ちょっと暮らし」の体験棟設置について、市長のご所見を伺います。

2 件目に、財政再生計画の期間短縮について伺います。

2011 年春の市長選挙から 1 年後の 2012 年の施政執行方針の中で、市長は、不退転の決意で全市的課題である財政再生計画の期間短縮に取り組むと述べられました。また、本年の施政執行方針の中では、この第 2 次安倍内閣において、本市の再生を図る必然性があると述べられ、私と国、北海道の実務者の懇談の中で、結果として財政再生計画の期間短縮に結びつく財政支援について、国、北海道に対し強く要望した。国からは、財政再生計画の期間短縮が夕張市民の悲願であることが認識できた。期間短縮の部分がうまく可能な形になるよう、引き続き、毎年度、毎年度、さまざまな協議もさせていただきながら考えていきたいとの発言があった。期間短縮に向けた協議のスタートにもなったものと捉えておりますと述べられています。

しかし、市民の間では、展望も見えず先行きの見えない状況の中で、市や道はどんな努力をしているのか、総務省の検討を待つだけなのか、そういう疑問の声が上がっています。

そこで、これまでの経緯について、そして、現在の状況について、さらに、今後の展開について、市長のお考えを伺います。

以上 2 件について、ご答弁よろしくお願ひいたします。

●議長 高橋一太君 市長。

●市長 鈴木直道君（登壇） 熊谷議員のご質問
にお答えをいたします。

初めに、移住促進事業についてのご質問ですが、熊谷議員ご指摘のとおり、道内市町村が加入をする北海道移住促進協議会が組織され、団塊の世代を初めとし、都会に住んでおられる多くの方々を対象に、第二の人生を都会ではなく地方でゆったり暮らしませんかというフレーズで地方への移住対策に取り組んでおります。

本年 7 月 1 日現在における本協議会への加入状況は、先ほど 110 市町村とありましたが、123 市町村と現在なっております。それぞれの自治体が専用のホームページを開設するなど、移住希望者誘致のための PR 活動に努めております。

この中には短期あるいは長期の滞在型施設を有し、実際に地元での生活を体験していただこうと取り組みを実践している自治体が議員ご指摘のとおりございます。本市のみならず人口減少に起因した過疎高齢化に悩む自治体は、北海道内にあつて多いものと推測しております。移住希望者の誘致を含め、こうした活動の必要性は、言うまでもなく重要であると考えております。

しかし、一方で、本市が置かれている状況に照らし合わせた場合に、こうした取り組みが可能となる体制に、現実的に現在あるかということも同時に考えていかなければなりません。ご指摘の総合窓口の設置に伴いまして、業務に適した体制を整える必要がございます。窓口を設置するというのももちろんですけども、いかに機能させていくかということが極めて重要でございます。

本市の行政執行体制を取り巻く環境は、残念ながら依然として厳しいものがございますが、とりわけ当面の課題として、来春以降の体制確保をどう図っていくのかという現実的な課題と向き合わざるを得ない状況でございます。

本年度末の定年退職者と北海道市長会を通じて派遣をいただいている他自治体からの応援職員の任期

満了による避任者は、総勢で 7 名に及ぶという状況でございます。この補充について現時点において、残念ながら非常に不透明な状況にあると言わざるを得ない状況でございます。

このような状況を踏まえつつ、まず、基礎自治体として必要な行政体制というものをしっかりと堅持していくのが市民の皆様から我々行政が求められた使命であると考えております。そのための体制確保に関する協議を今後も国、北海道と継続して行っていかなければならないという状況でございます。

したがいまして、総合窓口の設置や滞在型体験施設の保有など新たな事業の展開は、現時点において困難であるという状況と言わざるを得ない状況でございます。

しかし、人口減少に歯どめをかけていくための交流人口をふやすこと、または定住対策といったことを、従前同様または従前以上に進めていく必要性は認識をしております。本市の財政がより一層着実に進むように、可能な限りの手法をもって、厳しい財政ではございますが、引き続き PR 等に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、財政再生計画の期間短縮についてでございます。

初めに、期間短縮についてのこれまでの経緯ということでございますが、まず私は、就任当初から、必要な事業の実施と財政再生計画の実現に向けた支援を国や北海道に働きかけていくという方針を掲げさせていただいたところであります。

また、議員ご指摘のとおり、昨年度、今年度の執行方針においても、揺るがぬ目標であります期間短縮に取り組んでいく考えを申し上げたところであります。

その上で、昨年三者協議後に、私と国、北海道との実務者懇談の中において、結果として財政再生計画の期間短縮に結びつく財政支援について、国、北海道に対し強く要望をいたしましたところ、国から、財政再生計画の期間短縮が夕張市民の悲願であ

ることが認識でき、期間短縮の部分がうまく可能な形になるよう、引き続き、毎年度、毎年度さまざまな協議をさせていただきながら考えていきたい、議員ご指摘のとおりご発言があったところであります。

このように、国に十分な認識を持っていただけたことから、昨年、期間短縮に向けた協議のスタートになったものと捉えたところでございます。

また、本年 3 月、新藤総務大臣及び高橋北海道知事が来夕された際には、大臣から厳しい財政体制を維持していくことと地域の活性化、この二つの相互作用によって財政再生計画の期間短縮の願いが実現できないか協議を続けていくというご発言がございました。

さらに、さきに開催いたしました、第 2 回目となる三者協議後の懇談の場において、国から、できるだけ早く卒業したいという思いを受けとめつつ、CBM、炭層メタンガスなどの取り組みを計画に盛り込んで、活力あるまちづくりを進めていこうという努力に対して、真摯に協議を通じて議論をさせていただきたいという発言をいただいたところであり、財政再生団体を早く脱却することは三者共有の思いであるということを変更して三者で確認をさせていただきました。

こうした要望の際には、市内の視察などの機会を通して夕張の現状をしっかりと把握していただいた上で、地域再生のための事業の実施と期間短縮の重要性についてご説明をしてきており、そうした現状を踏まえた深い議論の必要性について理解をいただいたものと捉えております。

次に、現状の認識についてであります。財政破綻以降、近隣の 5 自治体との子育て環境の比較により、子育て世代を初めとする若い方々の市外流出が顕著になっている現状、また、人口減少全体について、私も議員ご指摘のとおり痛感をしているところであります。

こうした現状を踏まえ、市では、まちづくりマスタープランに基づく子育て環境の充実を含めたコンパクトなまちづくりを推進しているところであり、

そうした取り組みの一環として、今年度 10 月より乳幼児医療費の無料化を実施する予定であります。

また、さきの三者協議においても、定住対策の一環として、子育て環境の充実については進める方向性を三者が共有したところであり、こうしたコンパクトシティの実現に向けた取り組みにより、そういった人口流出の歯どめの効果を期待するところであります。

夕張市としては、市民の皆様の思いを大切にしながら、引き続き将来に向けて希望を持てるまちづくりを進めていくことが最優先の課題であると考えるところに、なおかつできるだけ早い期間で財政再生計画を脱却することが市民、議会、そして行政の総意であると考えております。

最後になりますが、今後の展望についてでございますが、先ほど申し上げたとおり、さきの三者協議後の懇談の場において、財政再生団体を早く脱却することは三者共通の思いであるということを確認させていただいたところであり、今後も市民の皆様のご理解とご協力を得ながら財政計画を着実に推進するとともに、期間短縮の実現に向け、国と北海道と真摯な協議を行ってまいりたい、そう考えているところでございます。

以上でございます。

●議長 高橋一太君 熊谷議員、再質問ございますか。

どうぞ。

●熊谷桂子君 最初の移住の事業についてですが、今、市長のほうからは、年度末 7 名減になって、来年以降の補充が不透明な状況にあると。そういう状況の中で、困難と言わざるを得ない、必要性は認識しているんだがという、そういう答弁がありました。

それはもちろん十分にわかることです。本当に、今現在、職員の皆さん、1 人何役も仕事をこなし、本当に長時間の勤務も、土日の出勤も、そういったことも普通にこなしながら淡々と仕事をしていらっしゃる。本当に、最近、私たち市民の間から見ておりますと、職員の皆さん、疲れているよねというの

が何人かの共通の思いです。

本当に今はそういう状況で、財政再建団体になって、その後、再生団体になって、2007 年から 6 年がたちましたけれども、本当に職員の皆さんも疲弊してきている、それもつくづく実感しています。そして、市民はそれも同じなんです。本当に今まで頑張ってきました。

そういう状況の中で、体制の確保ができないから困難と言わざるを得ない、可能な限りの手法で PR していくということでしたが、この会に入りますと、いろんな場面で冊子に載ったものが情報として移住希望する方たちに手渡されます。そういう中で見ていただくこともできますし、積極的に人口をふやすという、そういう考え方であれば、これはぜひ、予算もないというような、そういうご答弁もある可能性もあるとは思いましたが、それにかかる費用は 5 万円です。もちろん、一番大変なことは人手の問題、職員の皆さんの本当に仕事がふえて、これからさらに大変になっていく、そういう状況の中で、今、これができないということだと思います。本当にそれで市が再生できるのか、そこのところはもう一度考えなければいけないと思います。

体制確保に向けて、7 名いなくなって、7 名の補充だけではまだまだ足りない、現状維持がようやくだという状況になると思うんですが、その後、7 名をしっかりと確保していただきたい。そして、できれば若い方たちも採用しながら、市の職員の方たちが少しでもゆとりを持って市民のために頑張れる、そういう体制をつくっていただきたいというふうに思うんですが、その点はいかがでしょうか。

●議長 高橋一太君 市長。

●市長 鈴木直道君 移住促進事業についての再質問にお答えをいたします。

行政執行体制の確保について、7 名、大変不透明な中で、しっかりと体制確保に向けて努力をしてほしいという部分につきましては、我々も厳しい状況の中で、何とか市民の皆様にしかりとした行政サービスを提供する上でも確保していきたい、こう考

えているところでございます。

ただ、多くの関係自治体との調整等々ございますので、そういったことも含めて、しっかりとご説明等々対応していきたいと考えているところでございます。

また、移住定住対策につきましては、私は新しい試みとして、窓口設置ということ等々についての今回質問となっておりますが、我々も宅地分譲地の大幅な価格見直しですとか、または民間賃貸住宅の建設促進ですとか、不動産情報をホームページに公開する情報一元化ですとか、夕張を希望される方については、余りにも今まで情報がなかったり、または住みたいと言ってもらっしゃる方でさえも今まで取りこぼしてしまっていた現状が残念ながら夕張はございます。ですから、そういったことをまずしっかりとやらせていただいて、夕張に住みたいという方が住めるような体制をとるということにつきましては、確かに厳しい行政執行体制の中ではありますが、職員が知恵を出し合いながらやらせていただいていることについても一定の理解をいただければありがたいなと思っているところでございます。

●議長 高橋一太君 熊谷議員。

●熊谷桂子君 わかりました。

住みたい方が住めるよということで、知恵を出す、本当にこれも大事なことです、職員の方たちが本当に疲弊してしまって、燃え尽き症候群という言葉もあります、そういったことにならないように、しっかりと国や道に対して要望していただきたいというふうに思います。

続けてよろしいですか。

●議長 高橋一太君 どうぞ。

●熊谷桂子君 それでは、2 件目の財政再生計画の期間短縮についてです。

今、市長のご答弁の中でやっぱり思ったのは、本当にやってきたことよりも、なかなか具体的なものが見えてこないなというのが実感です。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、やはり市民の皆さんの思いというのは、表に出ない裏の

部分も含めてどんな努力をされているのか、どんな話をされているのか、そういう展望はあるのかというのがまずあるんです。

それから、現在の国と地方の関係から見れば、以前とは違って、地方からの提案で、その提案に国が乗ったり乗らなかつたりするんだと。そのためにはたたき台を地方の側でつくらなければならないのではないのかと、専門家の方たちからはそういうようなご指摘もあります。

3 番目には、具体的な期間短縮ということになれば、まずは細部の大幅削減、もしくは交付税の見直し、または新たな交付税の創設、そういったことが具体的な項目として上げられるかというふうに思います。

そういうことを夕張市の側が言っていくと、これまでは、なぜ夕張だけがそういうことを言うんだと、夕張の財政破綻の責任問題はどこにあるんだと、夕張市の責任じゃないのかということが今まで言われてきたわけですが、やはりそこをもう 1 回精査する必要があるというふうに思っています。

財政破綻の歴史的な経過を考えれば、財政破綻の際、一番最初に報道があったときには 632 億円というふうに言われました。しかし、その債務のほとんどは、炭鉱閉山の処理負担、観光やリゾート開発の負担、そして、国による地方交付税などの削減の三つの原因によってつくられたものだと思います。

そして、1 番目の炭鉱閉山の処理負担では、国のエネルギー政策の転換という国策が原因で、さらに、観光・リゾート対策の負担というところでは、国が観光・リゾート開発を国策として、北海道や夕張市に向けてもやるように進めてきた、そういう経緯があります。そして、3 点目は、産炭法の執行、地方構造改革、三位一体の改革という、そういう地方交付税の削減という、その国策が原因にあります。

観光・リゾート対策の一部に夕張市の責任はもちろんありますが、財政破綻の原因と責任の大半が、こういう国の政策、そして北海道の政策にあることは明らかだと思います。

さらに、北炭や松下興産などの企業は、撤退の際に社会的責任を果たさず、夕張市は雇用を守るために市が多く財政出動をしたことから、そういったことにも企業の大きな原因と責任があったということも明らかだと思います。

さらに、夕張市の責任論を大量に流し続けてきたマスコミや一部の学者などの責任は重大です。

財政破綻の原因と責任の大半は、国、北海道と企業にあるのであって、夕張市の責任論が誤りであるということをやや速やかに国民に知らせ、夕張市と夕張市民の名誉を回復すべきと考えます。

そして、財政破綻の原因と責任の大半が今のよう国、北海道、企業にあることからすれば、夕張市の再生と財政再建については、国と北海道は相当の負担をすべき責任があると考えます。そのことを十分に踏まえて、国と北海道は早急に財政再生計画を抜本的に見直して、財源保障や補完、代行の必要な措置をとるべきです。さらに、赤字隠しをしていた夕張市役所にも問題はありましたが、それを黙認し、結果的に後押しをすることになって巨額な赤字にしてしまった国や道にも大きな問題があったことは明白です。このことは、市議会の議事録からも読み取れることで、地方自治や地方財政の研究者の間では定説となっていると伺っています。

これらのことを国や道との話し合いの中で言及することを避けていては、新たな展開は望めないと私は思います。このまま地すべりの人口の流出は避けられません。そして、何より真実をしっかりと追求しないことは、夕張市民にとっても夕張の子どもたちにとっても、国の政治も北海道の政治も夕張市の政治も信頼のできないものとなり、この社会に正義があると思えず、真実も信頼も誠実さも価値を失うのではないのでしょうか。

全国の市の中で一番の高齢化率で、全国でも 1 位の人口の減少率が続き、国や道の政治に対しても信頼ができなければ、夕張の子どもたちは、そして市民は何をよりどころに生きていけばいいのでしょうか。

地方自治は、地域住民の健全な発達に資さなければならず、そのためには財政運営のための資源を確保すべきと憲法 94 条に規定されています。市長はどのようにお考えでしょうか。

●議長 高橋一太君 市長。

●市長 鈴木直道君 再質問の趣旨というか、簡潔に教えていただけるとわかりやすいのですが。

●議長 高橋一太君 それ、市長から来たわけでは。

●市長 鈴木直道君 熊谷議員の今の再質問についてですが、かなり長かったものですから、要点といますか、質問の趣旨の部分を教えていただければありがたいのですが。

●議長 高橋一太君 どうぞ。

●熊谷桂子君 有するに、今の財政再生計画の期間の短縮について、夕張市の財政破綻の責任を明確にすることが今必要なのではないかとことを申し上げています。そのことについて、市長はきっちり足を踏み出す決意があるのかということをお伺っています。

●議長 高橋一太君 市長。

●市長 鈴木直道君 熊谷議員の再質問にお答えをいたします。

歴史認識といますか、議会議論の中でも、過去の責任の部分についてのやりとりというのが今までもあったかと思えます。

再生計画の中においても一定の整備をしているわけですが、炭鉱閉山による人口の急変や石炭産業に係る観光振興、住宅や教育、福祉対策など多額の財政支出を行ったことという表現がございます。この中では、エネルギー政策の転換において、多くの負担があった。または、炭鉱から観光への中で、確かに政策的な決定というのは夕張市が当然、議会も介して決定してきたわけではありますが、結果として多くの借金を抱えることになってしまった。これは、先ほど熊谷議員がおっしゃったような日本としての全体の流れというものがある中での政策展開であったということは事実としてあると思っております。

私も、マスコミを中心に、不適正な会計処理を初め過剰な観光への投資というもののみが情報として先行し、夕張が現状を迎えているということを誤解を持っている方々がいるというふうに思っております。炭鉱まちとしての、やはり歴史、またはどういった経過をたどってきたかについては、夕張市を代表して、あらゆる機会において多くの皆様にお伝えをしているところでございます。

一方、国や北海道と協議をするに当たって、確かにそういった今までの過去の経緯、こういうことについて、協議全体で説明はするという事はさせていただいておりますが、基本的には三者協議、または財政再生団体における協議の関係というものが一定の確認、道の責任というものを整理した中で、ともに今、財政の再建と地域の再生という二つの目標を持って枠組みが完成をされているということも、これまた事実であります。そのほかに対して、北海道や国の支援が手薄であるという部分があるのであれば、その部分については、現場であるやはり夕張市が、こういったことは不自由がありますということをしつかりと主張をしていかなきゃいけないのも、これまた事実であります。

ですから、そういった歴史認識等々について、確かにお話をする重要性とともに、今、何に困っているのか、そして、それをどう解消していくのかということについて、北海道や国に具体的にお話をしていくという作業を、今年の三者協議を初め行わせていただいているところでございます。ですから、こういった共通の認識というものを持っていた中で、現状、一定程度のお話をさせていただいているということについても、一定のご理解をいただければありがたいなというふうに思っております。

●議長 高橋一太君 熊谷議員。

●熊谷桂子君 市長のお気持ち、よくわかりました。

私は、前期議員をやっているときに財政破綻が起きて、財政再建計画をつくる、その一部始終を議会の中で見させていただきました。その中で非常

に記憶に残っているのは、この財政再建計画をつくる
ときに、市は前文をつくって、この歴史的経過を、
簡潔にですが述べようといいました。しかし、そ
のときに来られていた道の職員ですとか、それから
総務省の職員ですとか、そういった方たちの強い指
導もありまして、それは一遍議会に出てきたにもか
かわらず、全てカットされました。本当に、国や道
の非常に大きな力で、あの再建計画がつけられた、
それは間違いじゃないというふうに私は身をもって
訴えたいというふうに思っています。

先ほど市長のほうから、市民の皆さんの声もしつ
かりと、思いを大切に、これから頑張っていきたい
んだというお話がありました。

一つ、ご紹介したいものがあります。これは、250
人の会員を擁しております夕張市の再生を頑張る高
齢者の会という会が決議文として出したものです。
一部だけ抜粋して、ちょっと読み上げたいと思いま
す。

思えば、夕張市は常に炭鉱に従属的な立場になっ
た。昭和 50 年に出炭を開始した北炭夕張新炭鉱の開
発に伴い、大量の住宅建設、水道や道路の整備、学
校建設整備等を初め、各炭鉱地区の生活環境整備に
巨額の市財政資金を投入せざるを得なかった。飛ば
しまして、市は、一切を石炭産業だけに頼ることな
く、まちおこし並びに失業者の働く場確保を目指し
て観光の事業にも市費を投じたが、これら石炭生産
支援から閉山、事後処理に要した費用は、昭和 54
年度以降 583 億円、このうち 332 億円は、地方債と
して市民が負担していたものである。

さらに、北炭本社は平成 7 年 2 月に会社更生法の
適用を申請し、平成 17 年 1 月、会社更生手続を完了
している一方、夕張市民は、これから 15 年間にわた
って起債の償還を続けなければならないのである。

昭和 56 年 4 万 800 人、同 57 年 3 万 8,500 人の人
口は、本年 3 月末現在は 1 万 471 人であり、現在、
市民 1 人当たり 3 人以上の負債を背負っていること
になる。しかも 44%以上が高齢者、年金生活者で
あり、閉山時働いていた人たちの 40 代は 70 代、50

代は 80 代となり、幸せであるべき老後ではない。

体力の続く限り納税の義務を果たし、決められた
超過負担、切られてしまった福祉施策に耐えながら
も、なお祖先や炭鉱事故などの犠牲になって、この
地に眠る仲間とともに、我がふるさと夕張の再生を
心から願っているのにである。

炭鉱を初め、一生懸命に働いてきた人たち、それ
を支えてきた市民の夕張再生を願う望みを奪い、さ
さやかな老後の楽しみ、強いて言えば基本的な人権
まで奪ってでも借金を返させ、それまで市の裁量を
一切認めないという制度のあり方は本当に正しいの
か、改めて問うものである。

このような制度のあり方は、我々高齢者だけで
なく、若者や子どもたちに対しても強く大きく作用
している。子どもや孫たちのためにも財政再生計画
の期間短縮を実現させなければならない。

あとは省略いたしますが、これは、平成 24 年 4
月 28 日、夕張市の再生を考える高齢者の会という会
が決議文として出したものです。このことを市長に
もう一度確認いただいて、私の質問を終わりたいと
思います。

ありがとうございました。

●議長 高橋一太君 以上で、熊谷議員の質問を
終わります。

藤倉議員の質問は、午後 1 時から再開をさせてい
ただきます。

午後 1 時まで昼食休憩とさせていただきます。

午前 1 時 5 9 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

●議長 高橋一太君 休憩前に引き続き、会議を
再開をいたします。

次に、藤倉議員の質問を許します。

藤倉議員。

●藤倉肇君(登壇) 議員の藤倉肇でございます。

事前通告によりまして、2 項目について質問をい
たします。先ほどの熊谷議員と重複する点が多々あ

りますけども、続けます。

まず、第 1 点目は、夕張市が保有しております石炭採掘権について、2 点目は、石炭層を活用する炭層メタンガスについて、市の考え方をお聞きいたします。2 点一括質問いたします。

まず、この件について、私の所感を申し述べます。

夕張市がなぜ石炭採掘権を保有しているのか。保有に至る経過と、その背景の歴史的認識を明確にすることが重要と考えます。そのことによって、石炭採掘権の取り扱いや今後の対応に大きく変化が出てくると思うからであります。

結論を最初に申し上げますと、非常に乱暴な言い方になりますが、極端な表現をさせてもらいますと、夕張の石炭採掘権は、旧炭鉱会社から負債を肩がわり、いわゆる借金の担保物件等の一部として市が譲渡を受けたものと私は認識しております。その経過については、ご承知のとおり、また、市民の周知のとおりです。

国のエネルギー転換策、いわゆる石炭から石油の転換、これにより、炭鉱の閉山、そして企業の倒産、こういうことが起因したものであります。

そういうことが、夕張が採掘権を取得する要因となったわけであります。

我がまち夕張市においても、炭鉱は次々と閉山に追い込まれました。時系列的に簡単に主な閉山を並べてみましても、昭和 47 年、夕張第 2 鉱閉山、従業員 2,580 名。昭和 48 年、三菱大夕張閉山、従業員 2,673 名。昭和 55 年、清水沢鉱閉山、707 名。昭和 57 年、夕張新鉱閉山、1,905 名。そして、昭和 62 年には真谷地炭鉱閉山、620 名。そして最後、平成 2 年、夕張の最後の山、三菱大夕張炭鉱の閉山をもって、夕張の最盛期、炭鉱は、昭和 35 年ピークで 21 鉱ありました。この炭鉱は全て閉山となり、明治 23 年から 100 年間続いた夕張市の炭鉱のともしばは全て消えたのであります。

ここからが石炭採掘権にかかわる重要な部分です。炭鉱会社は倒産し、その後始末は、いわゆるぶん

どり、ぶん投げと、悪評を買うような、そういう劣悪な内容でありました。無責任きわまる閉山であります。

炭鉱の閉山、そして炭鉱会社の倒産、これらの後始末は、本来ならば企業と国がやるべきことだと思います。石炭産業は、議会と国の営利供給源である夕張を初め、実質的に全てこれは国策産業であったとしております。戦中、戦後の日本の復興に石炭産業が果たした役割は、全国の皆さんが知るところであります。しかるに、なぜ夕張市が生産の後始末をしなければならなかったのか。その解明は、今後の歴史が明らかにしてくれるでしょう。

夕張市がやるべきことがあったのか。先ほど来言っております、企業、国の、これは国策で処理すべき点が大体であったんじゃないかと、こう思います。いずれにしても、夕張市は、これらの閉山の後処理対策として、巨額な投資をせざるを得なかったのです。

企業が放り出した住宅、水道、学校、道路、土地、山林などなど、社会基盤整備に実に 583 億円を投じたのであります。この 583 億円のうち、国と道の補助金は 185 億円にとどまりました。したがって、市の地方債の発行は 332 億円にも上ったのです。わかりやすく言いますと、市が 332 億円の借金をしたということです。地方債発行ということは、償還しなきゃいけません。これは借金と言ったほうがわかりやすいんです。

583 億円、そのうち 332 億円を起債発行。これによって、市は毎年 20 億円前後の償還負担(借金返済)、これを強いられてきたんです。このときの夕張市の市税収入は 10 億円弱にすぎなかったんです。誰が考えても、10 億円前後の市の税収のうちから 20 億円近くもの借金を毎年返していく、こんなことができるはずがないんです。どこかでこれは行き詰まるのは明白だったんです。

結論につなげます。再度同じことを主張します。

夕張が石炭採掘権を保有するに至った背景には、今申しあげました企業と国とがやるべき炭鉱処理の

跡地整備、これを夕張が背負った。583 億円の巨額の借金の担保の一部として、この採掘権、炭鉱の採掘権は、借金の担保として炭鉱会社から、譲渡してもらうか。してもらおうといったって、譲渡させたというのが事実だと私は信じます。

しからば、話は変わります。夕張市から出ました費用を見ましたら、石炭採掘権に関しては、平成 21 年度末で国の許可を受けている石炭採掘件数は 184 件あると言われてしています。そのうちの 133 件、7 割が事業未着手または休業の状態にあるというふうに見ております。

しかし、国は、何としても未着手、または休業、それに関しての採掘権を、とてもあり得ないけど返還させる、没収させる。大きな建設指導の意図があるんでしょう。それに夕張が受ける必要は全くないと。夕張市の場合は、石炭採掘に着手しなかったから権利を国に返します、そういう単純なものではないです、採掘権は。夕張市は特別事情があったんです、今言う巨額な収入あるいは支出をしなくては行けなかった。ほかのもの、国から許可を得ている 184 団体と同様に扱うというのは困るんです。

夕張の石炭採掘権は、市民の財産であります。または、我慢の後にやってくる。今、我慢すれば、きっとまた石炭の時代が来るだろうという、そういう日々の夢のものでもあるわけです。石炭採掘権、国へ無条件返還、反対です。

また、私は、期間延長を求めるべきだと、こういう意見を申し添えて、市長の見解を求めるものであります。

続いて 2 点目、炭層メタンガス (CBM) についてであります。

今、我が国は、東日本大震災に伴う原発事故問題から日本中を恐怖に巻き込み、原発に頼らず、安心、安全、クリーンな、セーフティーなエネルギーの開発が求められております。北海道内の石炭層を再活用する動きが活発化していることも皆さんご承知のとおりだと思います。

また、石炭層の開発の成り行きによっては、北海

道の産炭地、空知地区が、石炭によって復興することが夢ではないかもしれないとの期待が高まっている現状にあります。

一説によりますと、北海道が有する北海道内の石炭の量は 184 万トンと推定され、これは、全国の約 50% を占める量であります。北海道にある 184 万トンは、日本が有する石炭の埋蔵量の 50% に推定する量であると言われております。

いろいろな面を見てみますと、1960 年代、空知地区を中心とした石炭産業が栄えた。先ほど言いました。国の石炭から石油の政策転換で、石炭は、原則的には、国内では海外からの輸入となっております。その結果、旧産炭地はどれも疲弊し、過疎化に悩まされているのが現状であります。一番大きな市の財政破綻にまで追い込まれた我が夕張市は、その代表的な存在であります。

そのような状況下、石炭層を開発してのガスエネルギー、クリーンエネルギー、炭層メタンガス (CBM)、それから石炭気化ガス化 (UCG) の試掘、採掘、そして実用化への構想が活発になってきております。空知地区においても、三笠市においては 2011 年から、毎年市の独自予算で、この地下層ガスの実証実験を行っている聞いております。

そこで、我が夕張市の炭層メタンガス (CBM) に対する市の取り組みはどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

以上、2 点あわせて市長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

●議長 高橋一太君 市長。

●市長 鈴木直道君 (登壇) 藤倉議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、石炭採掘権についてであります。石炭採掘権については、藤倉議員ご指摘のとおり、炭鉱の閉山処理として、炭鉱会社から引き継がざるを得なかった財産の一つであり、現在、48 鉱区の石炭採掘権を本市は保有をしております。

石炭採掘権の活用については、これまでも第三者

への譲渡などについて検討をしてきたところですが、市の財政状況や国内間の受給バランスを勘案し、事業着手の延期の手続を行ってきております。

一方、石炭採掘権を初めとする鉱業権を規定する鉱業法については、昨今の資源開発をめぐる厳しい内外環境の中、国内資源の維持管理や適正な開発が担保されるよう平成 23 年に改正が行われており、延期手続についても、より厳格化されているところであります。

このような状況の中、市が保有する石炭採掘権につきましても、来年の 9 月までに法改正を踏まえた対応が必要になっております。

石炭採掘権は、市民共有の財産であり、これまで同様、有識者の助言などを伺いつつ、どの鉱区が採掘の可能性があるのかを精査し、可能性があるものについては事業着手の延期、あるいは譲渡の方向で調整をしております。

言うまでもなく、夕張市は石炭という貴重な地下資源とともに反映したまちであり、今なお市民の石炭に対する思いは色あせることなく残っております。空知産炭地域は、いまだに豊富な資源を有しており、新しいエネルギーの研究開発も積極的に進められております。

私といたしましても、石炭採掘権に限らず、石炭に関連する地域資源の有効活用について、積極的に取り組んでまいります。

次に、炭層メタンガス（CBM）への取り組みについてであります。藤倉議員ご指摘のとおり、同じ産炭地である三笠市においては、石炭の高度利用として、石炭の地下ガス化に精力的に取り組んでいることを承知しております。

一方、本市といたしましては、石炭の高度利用として炭層メタンガス（CBM）の活用を市の重要施策として位置づけるところであり、目指すところは、三笠市と同様、地域資源であるエネルギーの地産地消であります。

CBMは、ガスとして活用できるだけでなく、燃焼による発電が期待されるものである一方、国内で

は未開発の事業であり、事業化を実現するためには、試掘による正確なガスの埋蔵量の把握が行われていないことや多額の初期投資が必要であることなど、解決すべき課題が多いことも事実であります。

こうしたことを踏まえ、さきの三者協議の場では、これらの現状について、国、北海道と課題を共有するための説明を行ったところであり、地域資源を活用した歳入確保対策として事業を進める方向で検討していくとされたところであります。

言うまでもなく、財政再建下にある夕張市が事業主体になるということは困難であります。民間主導による事業の実施に向け取り組みを進めてまいりたいと考えております。

具体的な取り組みといたしましては、国の関係機関に対する国庫補助金等の必要な税の申し入れを行っていくことや、市独自の取り組みとしては、豊富にある市有地の提供、地域エネルギーとしての買い取り制度の創設、コンパクトで低炭素なまちづくりと連携をした取り組みなどが考えられているところであります。

炭鉱夕張にふさわしい、石炭に由来する地下資源の有効活用によるエネルギータウン夕張の実現に向け、まちづくりの起爆剤としても期待される炭層メタンガス（CBM）の開発に向けた取り組みを加速してまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

●議長 高橋一太君 藤倉議員、再質問をどうぞ。

●藤倉肇君 ご答弁ありがとうございました。

これより一問一答ということですが、大変失礼な、僭越な言い方ですが、市長というのは、首長であるとともに、政治家という面ももちろん有しているわけですから、その答弁については非常に慎重さを期さなければならないと思います。したがって、私の思いを一通りまたお話しさせてもらいまして、それに対して市長の見解が、また、ご答弁ができれば、その範囲でお願いしたいと思います。

まず、先ほど私の前に熊谷議員が質問し、市長の答弁をいただいています。熊谷議員と今回の質問の

趣旨もしくは内容、主義や主張に共通の面がありますので重複しますが、先ほどの熊谷議員の市長の答弁の中で私が安堵したのは、市長ご自身が、夕張市の財政破綻の原因は、当初、観光事業に対する異常な投資と、それから市の会計処理の問題だと、このように一般的に言われてきたけども、現在は、それだけではなくていろんな問題があるんだと。ですから、この二つだけ、観光の失敗、会計処理、こういうような誤解を解いていきたいと。さらには、もっと強いお言葉で、夕張の主張すべき点は主張していくんだと、こういう市長の強い姿勢を私は認めました。

したがって、大枠の点では、この2点も市長は大事ですけども、市長の考えの中に強く持っておられる以上、夕張市の財政再建に対する方向性は間違いはない、このように思います。

そんな中で、くどく言います。石炭採掘権、市長は今、いろいろと言われました。これを生かしながら、いわゆる使えるところは使い、だめなところは、じゃ、だめなら、いろいろと調査する中で市として使えるものは使うので、それから、だめなものは返還。しかし、夕張市は、石炭採掘権を一括して、ここまでの費用をかけたのです。この一括したものを、今、分割されて、これは返します、これは返しません、やりますというものではない。もしそうだとするならば、じゃ、夕張市が必要としない四十何個かの返還するものは、それは無条件で返還するからと。583 億円の何分の1かにわたるんで、だから、そこを私は、一括で引き取ったものは一括という見地の中で判断し、返すものは返す、国に返すものは、それはやむを得ない。

しかし、それには条件がありますよと。ただ使わないから返すんじゃなくて、それについては議会があれだと。例えば、私はこう思うんです。私の意見です。今、メタンガスが非常に優遇視されていると。夕張でも実験をやりました。皆さんご承知のとおり。それでは、夕張におけるメタンガスの実用化、これについては夕張を優先するんだ、そういう担保を国

からとる。だったらあれでしょうと。もっと強烈的な言い方をさせてもらおうと、これは私の勝手な言い方で、353 億円の夕張市の財政破綻を、当時の市長は、この責任は三者にあるんだ、市、国、道。だから、市、国、道が責任分担で100億円ずつ返しなさいということの、当時の市長は何だかんだ喜んで論じてきました。であるならば、この採掘権、国が必要になれば、また、夕張が検討しなければ、開発なりに戻しましょう。そのかわり、今言う、無条件でやりません。負担しなさい。勝手な言い方ですけど、100億円で出しましょう。100億円で見ましょうと。100億円というと、夕張市の財政再建期間が4年短縮できます。今、1年間に25億円前後、4年短縮できるはず。だったら返しましょう。これも一つの例ですが、そういうようないろんな条件つきで私はやっぱりやっていかなければならないと。

もう一つは、これは、いわゆる夕張市民の希望です。希望の財産。さらには、あえて、これは国にも届くでしょうけども、財政再生計画を進めていく上で、国との交渉をするための材料なんです、切り札なんです。このジョーカーを外しちゃったら、国との交渉は非常に弱いものになると。

失礼しました。これは、市長は政治家ですから、そんなことまで言われることはないとおっしゃるでしょうから、これは私の出過ぎたことです。その採掘権は、そういう国との交渉の中の切り札、ジョーカーとしての利用価値は簡単に外すんじゃないと、このように考えます。

これについて何かご意見あれば。なければ結構です。

●議長 高橋一太君 市長。

●市長 鈴木直道君 藤倉議員の再質問にお答えをいたします。

石炭採掘権については、夕張市民の思いとして、財産として認識をしている中で、一番はやはり豊富な地下資源がまだ残っている中で、それを活用できないことへの思いというのも大きくあると思います。ですから、採掘の可能性があるところについては、

市がみずからが主体になって石炭を掘るということは、これはできませんので、その可能性のある部分については精査をして、活用していただくと、こういうことを整理をしていかなきゃいけないというふうに考えております。

一括でなければ、そういう中で市が保有し続けて、結果として採掘権がうまく活用できないという事態は避けるべきだと思うのです。まず、石炭の採掘の可能性があるのかどうか、そういう可能的な状況をやっぱりしっかり押さえた上で、市民にとって最大の利益のある方向性というのを検討していくということをさせていただきたいなと思います。

●議長 高橋一太君 藤倉議員。

●藤倉肇君 ありがとうございます。

最後になりますけども、私は思います。夕張市は確実によい方向に向かっている。市民の皆さんのさまざまな力を発揮して、ボランティアを初めもろもろの力が今、大きく発揮されております。行政も若い市長を先頭に、議会も、やや若い議長を先頭に、市民、行政、議会が一体となって新しいまちづくりに努力しているのが現状じゃないかと思います。

自画自賛になりますけど、こういう中で、我々議会も行政も市民も、さらなる結束を固めていければ、夕張市の再生が早くなるんじゃないかと、このように思いまして、質問を終わります。

ありがとうございます。

●議長 高橋一太君 以上で、藤倉議員の質問を終わります。

●議長 高橋一太君 お諮りをいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

本日は、これをもって閉じます。

お疲れさまでした。

午後 1時26分 延会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議 長 高 橋 一 太

夕張市議会 議 員 高 間 澄 子

夕張市議会 議 員 熊 谷 桂 子